

【ドイツ】2017年再生可能エネルギー法

海外立法情報課 渡辺 富久子

* 固定価格買取制度は、再生可能エネルギーの普及に伴い、消費者負担が増大する仕組みである。消費者負担の抑制を目的として、2017年から、本格的に入札制が導入される。

1 再生可能エネルギーによる発電のため消費者負担

再生可能エネルギー法は、気候変動対策及び環境保護の観点から、再生可能エネルギーによる発電を増やすことを目的としている。このため、再生可能エネルギーによる電力は、発電施設の稼働開始から20年間、電力の市場価格より高めに設定された法定の補償金額で買い取られる。補償金額と市場価格との差額は消費者が負担する。消費者が負担する額は、賦課金と呼ばれる。

この固定価格買取制度により、再生可能エネルギーによる発電は大きく増え、電力総消費量に占める再生可能エネルギーの割合は、2000年の6%から2016年の33%までになった（注1）。再生可能エネルギーの発電事業者に対する補償金の支払いは20年間継続するため、再生可能エネルギーによる発電が増えるほど、賦課金の総額が高くなる仕組みである。これに伴い、賦課金の単価も、2000年の1kWh（キロワット時）あたり0.19セント（注2）から、2017年には6.88セントに上っている（注3）。

そのため、再生可能エネルギーによる発電の助成方法を入札制に移行して、競争原理により補償金額を決めることが検討されてきた。再生可能エネルギー法の2014年の改正（2014年再生可能エネルギー法）（注4）においては、平地の太陽光発電施設からの電力について、入札を試行することが定められた。2015年の試行の結果、落札額は、法定の補償金額よりも低い額であった（注5）。

2 2017年再生可能エネルギー法の概要

上記の経緯を経て、2014年再生可能エネルギー法が改正された（2017年1月1日施行）。改正法は、2017年再生可能エネルギー法（注6）と称される。新法の主な目的は、①風力、太陽光及びバイオマスによる発電の助成について、入札制を導入すること、②送電システムの整備が遅滞している地域では、再生可能エネルギーによる発電が増えすぎないようにし、送電システムの整備と歩調を合わせることであった。以下に、その概要を紹介する。

(1) 再生可能エネルギーによる発電の増強目標

増強目標は、2014年法と変わらず、電力総消費量に占める再生可能エネルギーの割合を2025年までに40～45%、2050年までに80%以上としている（第1条）。これは、増強のペースを現状維持とするものである。

(2) 入札制の導入

入札制が導入されるのは、風力、太陽光及びバイオマスによる新規の発電施設であり、水力や地熱等他の再生可能エネルギー源による発電については、今後も従来どおりの助成

立法情報

である。また、設備容量 750kW（キロワット）未満（バイオマス発電については 150kW 未満）の小規模施設も入札制から除外される（第 30 条）。この結果、新規施設の 80%が入札制の対象となる。入札は、連邦ネットワーク庁が行う。

・陸上風力

年間に入札公募する設備容量は、2017～2019 年は 2.8GW（ギガワット）、2020 年以降は 2.9GW である（第 28 条第 1 項）。送電系統が十分に整備されていない地域では、当該容量は、2013～2015 年に当該地域で稼動を開始した施設の年間の総設備容量の 58%に制限される。（第 36c 条）。

・洋上風力

洋上風力発電については、施設の計画、認可及び助成等の一連の事項をまとめて定めた方がよいとの理由により、2017 年再生可能エネルギー法の制定と同時に、洋上風力発電法（注 7）が新たに定められた。年間に入札公募する設備容量は、2021～2022 年は 500MW（メガワット）、2023～2025 年は 700MW、2026 年以降は 840MW である。2021 年には、送電系統の整備が追いついていない北海の施設は入札に参加することができず、バルト海の施設が参加できる。

・太陽光

年間に入札公募する設備容量は、600MW である（第 28 条第 2 項）。試行段階では平地施設のみが対象であったが、屋上施設も対象とされた（第 37 条）。

・バイオマス

年間に入札公募する設備容量は、2017～2019 年は 150MW、2020～2022 年は 200MW である（第 28 条第 3 項）。法定の補償金による 20 年間の補償期間が経過した既存施設も、バイオマスについては、例外として、入札に参加することができる（第 39f 条）（注 8）。

注（インターネット情報は 2016 年 12 月 13 日現在である。）

(1) 連邦経済エネルギー省ウェブサイト „Erneuerbare Energien auf einen Blick“ <<https://www.bmwi.de/DE/Themen/Energie/Erneuerbare-Energien/erneuerbare-energien-auf-einen-blick.html>> を参照。

(2) 1 セントは、1/100 ユーロである。1 ユーロは 114 円（平成 28 年 12 月分報告省令レート）。

(3) 2017 年の賦課金の額は、2016 年 10 月に送電系統運用者により発表された。6.88 セントの賦課金では、1 年間に 3,500 キロワット時の電力を消費する世帯の年間の負担額は、約 241 ユーロとなる。

„Ökostrom-Umlage stößt an ihre Grenzen“, *Handelsblatt*, 17. Oktober 2016, S. 14.

(4) Erneuerbare-Energien-Gesetz 2014 vom 21. Juli 2014 (BGBl. I S. 1066).

(5) BT-Drucksache 18/7287. 補償金額は、平均 9.17 セントから 7.25 セントに下がった。Bundesministerium für Wirtschaft und Energie, *Fit für den Strommarkt. Fit für die Zukunft*, Berlin, 2016, S. 6f.

(6) Erneuerbare-Energien-Gesetz 2017 vom 13. Oktober 2016 (BGBl. I S. 2258).

(7) Windenergie-auf-See-Gesetz vom 13. Oktober 2016 (BGBl. I S. 2310).

(8) 他の再生可能エネルギー源の既存施設は、補償期限の経過後、何らの助成も受けられなくなる。

参考文献

・ BT-Drucksache 18/8832, 9096.